

## 京都薬科大学における公的研究費の適正使用に関する行動規範

2016年2月12日

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられており、公的研究費<sup>(※1)</sup>の不正使用は、それを起こした研究者及びその者が所属する機関の信頼と負託を失墜させるだけでなく、我が国の学術研究の発展をも阻害しかねない。

このことを踏まえ、京都薬科大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、学術研究に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定めるとともに、本学の構成員<sup>(※2)</sup>は、これを誠実に実行する。

1. 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、関係法令及び通知、本学が定める規則等並びに事務処理手続等の使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識の習得、事務処理手続等の使用ルールの理解に努めなければならない。

(※1) 公的研究費とは、①～③をいう。

- ① 科学研究費補助金、日本医療研究開発機構研究費及びその他の競争的研究資金
- ② 私立大学学術研究高度化推進事業における学術研究高度化推進経費
- ③ 政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

(※2) 構成員とは、①～④をいう。

- ① 学校法人京都薬科大学職員就業規則第3条第1項第1号に規定する教育職員、本学の客員教授、大学院生、学部生、ポストドクター、委託生、研究生、研究員、研修員その他本学に雇用されて研究活動に従事している者並びに本学の施設及び設備を利用して研究に携わる者
- ② 学校法人京都薬科大学職員就業規則第3条第1項第2号に規定する事務職員
- ③ 学校法人京都薬科大学臨時職員就業規則に規定する臨時職員
- ④ その他本学に勤務する職員